

### Ⅲ 平成20年度街路事業関係予算概算要求概要

#### 1. 総合的な都市交通の戦略の策定と事業の更なる推進

##### 施策の目的

徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担を図り、都市圏の魅力ある将来像の実現と安全で円滑な交通の確保を実現するため、総合的な都市交通の戦略の策定とこれに基づく事業の推進を重点的に支援します。

#### (1) 都市交通システム整備事業

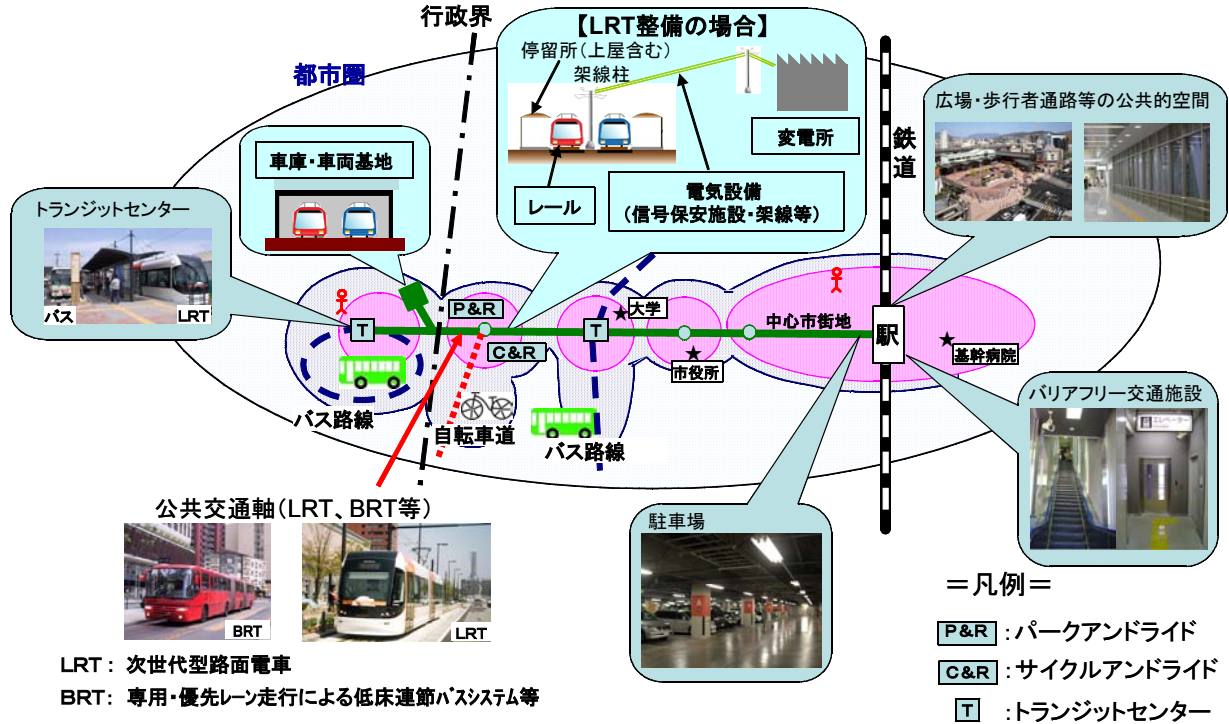
##### 施策の概要

総合的な都市交通の戦略を一層推進するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムの整備に対する支援を強化（都市交通システム整備事業の拡充）

- 1) 地区要件：
  - ① 法律に基づく政策目的を持つ計画等に定められている区域
    - ・ 中心市街地の活性化に関する法律による基本計画
    - ・ 都市鉄道等利便増進法による交通結節機能高度化計画
    - ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による基本構想
  - ② 総合的な交通戦略を策定している区域
  - ③ 先導的環境都市形成支援事業（仮称）対象区域 **新規**
  - ④ 国の認定を受けた歴史的環境保全整備計画（仮称）の区域 **新規**
- 2) 対象事業：
  - ① 整備計画の作成に関する事業
  - ② 公共的空間等の整備に関する事業
    - ・ 自由通路、地下街、駐輪場、バリアフリー交通施設等
    - ・ 路面電車等の公共交通の施設整備（車両を除く）
    - ・ 公共的空間等の施設の代替となる鉄道施設等の整備
    - ・ 効率的な都市内物流システムの構築に必要な施設整備 **新規**
    - ・ 良好な歴史資産の保全に資する駐車場などの移設等 **新規**
  - ③ 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業
  - ④ 戦略的なモビリティ・マネジメントに関する事業
    - ・ 自家用車利用に慣れた市民を自転車、公共交通等の利用へと交通行動を転換させる施設整備等 **新規**
- 3) 補助対象者：直接補助→地方公共団体、法律に基づく協議会、都市再生機構、民間事業者 **新規**  
間接補助→第三セクター、NPO、民間事業者等
- 4) 補助率：1／3以内  
(注意：事業実施地区により対象事業、補助対象者に制限有り)

(実施予定箇所) 堺都心地区（堺市）、野方駅地区（東京都中野区）等

◇都市交通システム整備事業のイメージ（現行制度）◇



(2) 総合交通戦略推進事業

施策の概要

都市・地域総合交通戦略に基づき実施されるLRT等の公共交通の導入空間や交通結節点等の整備に関する複数の街路事業を優先採択、重点配分するとともに、機動的で弾力的な運用を確保し、総合交通戦略をパッケージで一括支援

(実施予定箇所) 富山市街地地区 (富山県富山市) 等

